職業安定分科会（第228回）	参考資料1
令和８年10月15日	

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案関連資料

産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）

1 事業の目的

令和８年熊本地震に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により雇用を維持する場合に、出向元・出向先の双方の事業主に対して、賃金の一部を助成する。

在籍型出向　…　労働者が事業所の従業員たる地位を保有しつつ、当該事業所から他の事業主の事業所において勤務すること

2 事業の概要

○対象事業主

出向元：　令和８年熊本地震に伴う経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた**熊本県内**の事業主

出向先：　全国の事業主

○助成内容

出向元及び出向先双方の事業主がそれぞれ負担した出向中の賃金の一部を助成

	中小企業	中小企業以外
助成率	4/5	2/3
支給日数	特例期間のうち、在籍型出向した全日数	
上限額	9,110円（※）／１人１日当たり （※）雇用保険基本手当日額の最高額に相当する額 令和８年８月１日時点（毎年改定）	

○特例期間

令和８年10月１日～令和９年９月30日（１年間）

（令和８年10月１日以降に開始した出向について適用）

3 事業スキーム

○助成金支給までの流れ

出向元事業主と出向先事業主との**出向契約**
労働組合などとの**協定**
出向予定者の**同意**

▽

労働局・ハローワークに
出向計画届の提出（事後提出も可能）

▽

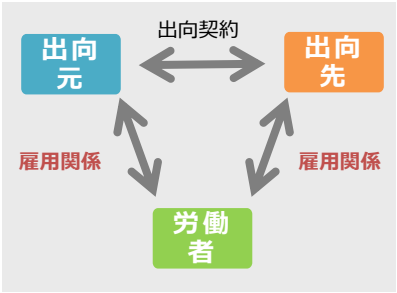
在籍型出向の実施

▽

労働局・ハローワークに支給申請

▽

助成金受給



4 申請手続きの簡素化等

申請書類の項目の簡素化、一部添付書類の省略、２回目以降の届出の簡略化等を実施するとともに、計画届の事後提出を可能とする。

参考：産業雇用安定助成金の特例措置について

	平成28年熊本地震（本激）	令和６年能登半島地震（本激）	令和８年熊本地震（案）（局激）
対象事業主	（措置していない）	令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により事業活動を縮小した**ハローワーク七尾・輪島管内**(※1)の出向元事業主および全国の出向先事業主	令和8年熊本地震に伴う経済上の理由により事業活動を縮小した**熊本県内**の出向元事業主および全国の出向先事業主
支給日数		１年(※2)のうち、在籍型出向をした全日数	１年のうち、在籍型出向をした全日数
助成率		中小企業　４／５ 大企業　　２／３	中小企業　４／５ 大企業　　２／３
特例実施日		令和6年12月17日 （発災日：令和6年1月1日）	令和8年10月 （発災日：令和8年7月28日）

※1　七尾市、中能登町、羽咋市、志賀町、宝達志水町、輪島市、穴水町、珠洲市、能登町

※2　R7年末までの措置として実施、その後の状況等を踏まえ、１年延長（令和8年末まで）。
令和8年9月25日の労働政策審議会（職業安定分科会）において1年間の再延長を了承。